

愛別町り災証明書交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本町の区域内において発生した自然災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（火災に起因するものを除く。）をいう。）が発生した場合における当該災害に係る証明書（以下「証明書」という。）及び証明書に係る手数料の免除の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第111条に規定する建物をいう。
- (2) 住家 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する建物をいう。
- (3) 非住家 認定基準に規定する住家以外の建物をいう。
- (4) 不動産 民法（明治29年法律第89号）第86条第1項に規定する不動産をいう。
- (5) 動産 民法第86条第2項に規定する動産をいう。

(交付の対象)

**第3条** 証明書の交付の対象者は、町内のり災した住家及び非住家（以下「住家等」という。）、動産その他これらに類するものの所有者又は使用者とする。

(証明書の種類)

**第4条** この要綱の規定により交付する証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) り災届出証明書（別記第1号様式） 災害により住家、住家以外の不動産又は動産に係る被害が生じた旨の届出があったことを受け付けたことを証明する書面をいう。
- (2) り災証明書（別記第2号様式） 住家に係る災害対策基本法第90条の2第1項に規定する災害による被害の程度を証明する書面をいう。

(証明書の申請)

**第5条** り災証明書又はり災届出証明書（以下「罹災証明書等」という。）の交付を受けようとする者は、り災証明書等交付申請書（別記第3号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) り災状況が確認できる写真
- (2) り災物件の位置がわかる図面
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 証明書の申請は代理人によってすることができる。この場合においては、代理人は委任状を提出しなければならない。ただし、申請者の同居の親族が代理人の場合はこれを省略することができる。

3 申請者（前項の規定による代理人による申請の場合は、代理人）は、運転免許証、マイナンバーカードその他本人であることを示す書類を提示しなければならない。

(証明書の交付)

**第6条** 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める証明書を交付するものとする。

- (1) 町が被害状況を調査し、り災の内容が確認できる場合 り災証明書
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 り災届出証明書

(証明事項)

**第7条** 証明書により証明する事項は、申請書に基づく事項とし、被害額については証明しないものとする。

(手数料)

**第8条** この要綱の規定によりり災の証明に係る手数料は、愛別町手数料徴収条例（平成12年条例第18号）第5条第5号に該当するものとして免除する。

(再調査)

**第9条** 第6条の規定によりり災証明書の交付を受けたものが、当該り災証明書により証明されたり災の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、町長に対し再調査を申請することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは再調査を行うものとし、当該再調査の結果、り災の程度に変更があったときは、り災証明書を交付するものとする。

(り災証明書の再交付)

**第10条** 第5条第1項の規定は、り災証明書の再交付を行う場合に準用する。

(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

**附 則**

この要綱は、公布の日から施行する。